平成２４年（フ）第６８１号
大阪府茨木市新堂１丁目５番16号
債務者　山田　**隆**夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６５号
大阪市西成区千本中２丁目４番20号
債務者　岡本　秀美（旧姓雨﨑）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２１３号
大阪府岸和田市小松里町1025番地の１
債務者　石尾　道子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４６号
大阪府八尾市竹渕東１丁目239番地
債務者　今木田理史
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７１号
大阪市福島区野田３丁目６番15号
債務者　中井ますみ（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４６４号
大阪府高槻市津之江町１丁目88番25号
債務者　古賀　久恵
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７６号
大阪府四條畷市清滝新町６番404号
債務者　黒木　幸信
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４９９号
大阪府吹田市円山町15番28号、前住所兵庫県伊丹市寺本５丁目112番地９
債務者　廣瀬　朋子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１７号
大阪市西成区玉出西１丁目４番29―204号、前住所大阪府大阪狭山市東野中１丁目1492番地の23
債務者　砂坂　芳男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５０号
大阪市東淀川区小松３丁目１番２―704号
債務者　宮本博吉こと　李　　博吉
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５８６号
大阪府高槻市大塚町２丁目54番10号
債務者　天野　紀子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９０号
大阪府枚方市上野２丁目９番45―105号
債務者　志水　憲一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９９号
大阪府東大阪市川俣１丁目８番37号　シャトーキャロル702号
債務者　坪谷　直子（旧姓中植）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６００号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―538号
債務者　河野千榮子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０７号
大阪府四條畷市楠公２丁目２番23号
債務者　本多　豊樹
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６０８号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番104―308号
債務者　三宅　小雪
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９号
兵庫県三田市富士が丘３丁目４番地　706号
債務者　池原　秀孝（旧姓古池）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部